鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第95号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。）を削る。

改正後

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
経済政策課	略									
	十三　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和58年通商産業省令第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条第4項の規定による診断の実施 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部総合事務所長
		(二)　(一)以外の区域に係るもの						○		
		2　同令第4条第5項の規定による診断報告書の交付 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部総合事務所長
		(二)　(一)以外の区域に係るもの						○		
		3　同令第4条第7項の規定による診断報告書の内容の実施等に関する助言 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部総合事務所長

改正前

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
経済政策課	略									
	十三　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和58年通商産業省令第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条第4項の規定による診断の実施 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部総合事務所長
		(二)　日野郡の区域に係るもの							○	日野総合事務所長
		(三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの						○		
		2　同令第4条第5項の規定による診断報告書の交付 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部総合事務所長
		(二)　日野郡の区域に係るもの							○	日野総合事務所長
		(三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの						○		
		3　同令第4条第7項の規定による診断報告書の内容の実施等に関する助言 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部総合事務所長
		(二)　日野郡の区域に係るもの							○	日野総合事務所長

	(二)　(一)以外の区域に係るもの						○			
略										
略										

	(三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの						○			
略										
略										

附　則

この規則は、公布の日から施行する。